



旧飯田測候所裏庭からの中央アルプスの眺望

施設に関するお問い合わせ

飯田市教育委員会
(飯田市考古博物館内)

文化財保護活用課

電話 0265-53-3755



飯田市旧飯田測候所 のあらまし

飯田市教育委員会

1 飯田市旧飯田測候所の設置目的

飯田測候所は、国営の測候所として大正 11 年 12 月に竣工され、以来、平成 14 年 5 月に市内高羽町の国合同庁舎へ移転するまで、飯田地域の気象観測の拠点として 80 年にわたり活用されてきました。建築から 90 年以上を数える建物で、長野県に残る唯一の大正期の測候所庁舎であることから、我が国の気象観測の歴史を知る上で重要な資料です。飯田市は、地元市民から、この建物の保存と有効利活用に向けた強い要望を受けて、平成 19 年に国からこの建物の払下げを受け、さらに平成 24 年 8 月には登録有形文化財の登録も受けて、平成 25 年度に改修事業を実施し、平成 26 年 4 月に飯田市の公の施設として供用を開始しました。これにより、建物の恒久的な保存・活用とともに、飯田市における環境政策の推進と、市民による地域自治活動を支援する拠点が整いました。

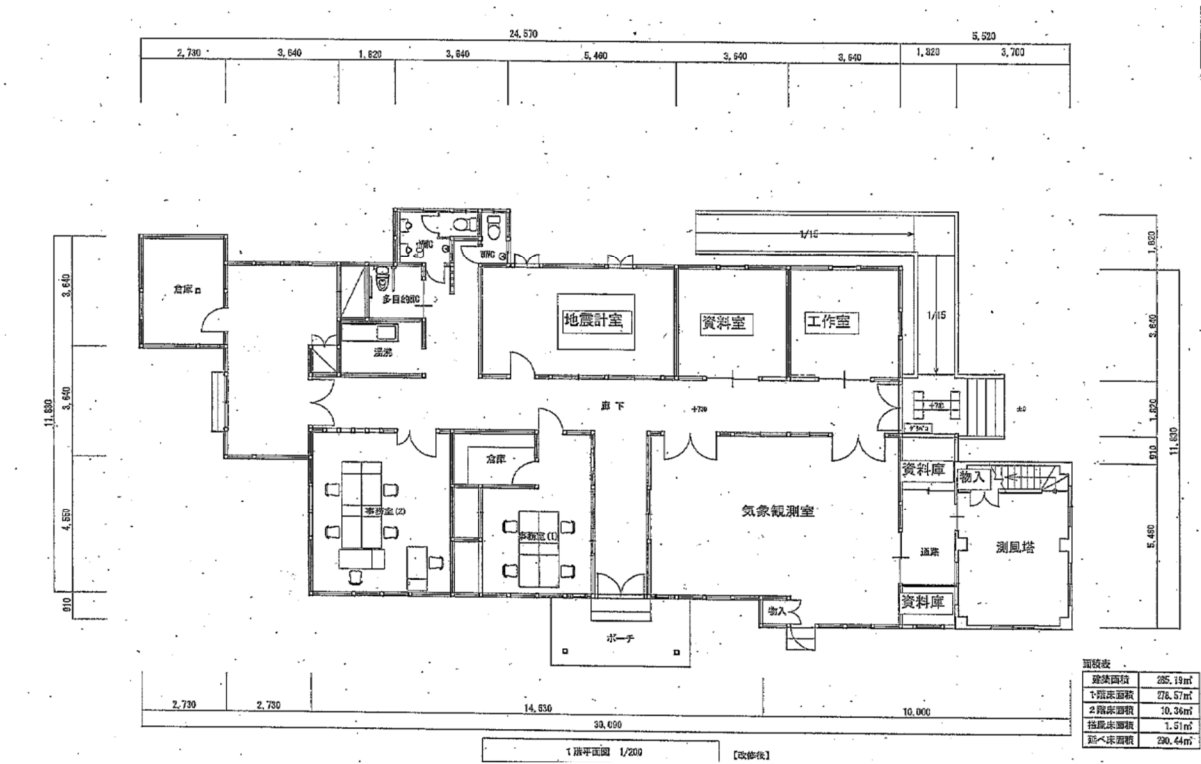
2 旧飯田測候所の所在地

- (1) 名称 飯田市旧飯田測候所
- (2) 所在地 飯田市馬場町 3 丁目 411 番地
- (3) 敷地面積 5539.89 m²
- (4) 建物構造 木造棧瓦葺 平屋建て 寄棟造り
- (5) 建物床面積 290.44 m²

- 登録有形文化財登録日 平成 24 年 8 月 13 日



3 建物の概要



かつて飯田で盛んに行われていた養蚕業と飯田測候所との深いかかわりを示すものです。

当時の観測機器も展示されています。



■ 施設のひとこま



当時の趣を残し、建具類は当時のものを活かしていますが、近代的な建物に生まれ変わりました。

当時の室名表示板が、そのまま用いられています。室内の展示物もご紹介します。



4 設備の概要

(1) 本庁舎



この建物の建築時期に見られた擬洋風の建築様式を反映しており、正面間口は 10 間半、奥行 6 間の横長の建物です。建物の正面部には、切妻破風、さらに手前の車寄せに、緩やかに正・反の弧を描く「照り起り（てりむくり）」の唐破風の印象的な切妻屋根を重ねています。柱頭の装飾も美しく、軒裏には 2 本 1 組となった「持ち送り」が設けられ、上下窓の間はドイツ下見板張、腰壁と小壁はモルタル塗とするなど、瀟洒な洋風建築です。

(2) 測風塔

当初、気象観測用の測風塔は、測候所本庁舎の屋根の上に設置されていました。しかしその後、庁舎の場所を移転し、現在の建物の南東隅に木造 3 階建ての測風塔が設けられました。その後の昭和 35 年にはこれが撤去され、現在のものが、建物正面に向かって右手にある現在の鉄筋コンクリート造の事務所の上部に新設されました。伊那谷の河岸段丘の美しい風景を一望できる設備ではありますが、観測用設備であり、一般観覧者による利用を想定したものではありません。最上部へ登る階段は急で転落の危険があるため、閉鎖しています。



(3) 管内の設備



【地震計室】地震計が設置されていた部屋です。資料を展示しており、ご自由に観覧頂けます。



【気象観測室】会議室として皆さまにご利用頂けます。机とテーブルをご用意しました。

(4) 露場



測候所に付属する気象観測用のために特別に整備した広場を「露場」といい、測候所の歴史を物語る設備です。気温、湿度、降水量、蒸発量など、地上における気象観測を正確に行うために設けられた屋外の広場で、日光の反射や降雨の跳ね返りを防ぐために芝生が植えられ、約6千平方メートル以上の広さで設けられるのが通例です。公園のように自由にご利用頂けますが、一部分でも独占的にご利用される場合は、管理者の許可が必要です。また、原則として、車の進入はできません。

(5) サクラの開花標準木



裏庭には、ソメイヨシノの古い大木があります。昭和28年から、この木を基準にして飯田地域における桜の開花宣言が行われてきました。平成18年に飯田測候所が廃止され、無人化されてからは、飯田での開花宣言は行われなくなりましたが、今も立派な枝ぶりで、あでやかに花を咲かせており、訪れた人に愛でられています。

この木のほかに、施設付近には、桜並木を始め、樹齢300年以上の古桜や樹形の美しい名桜が数多く存在しており、のどかな南信州の春を彩っています。

飯田には名桜が数々あることから、遠方からの花見客も多く、名桜を桜ガイドと楽しむ「桜守」と巡るツアーも毎年開催され、春の飯田の風物詩のひとつとなっています。

なお、付属駐車場は、開館している時間にのみご利用頂けます。

7 ご利用の際のルール

登録有形文化財として大切に施設を管理していくために、次の事項を遵守してください。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- (2) 所定の場所以外で飲酒し、又は飲食をしないでください。
- (3) 施設の利用後は清掃をし、使用した備品は所定の場所へ返却してください。
- (4) 管理者による施設の維持管理のための指示に従ってください。

5 管理方法

- (1) 地震計室と資料室では旧飯田測候所に関する資料を常設展示しており、開館時間中は、どなたもご自由に見学頂けます。気象観測室又は工作室をご利用される場合には、あらかじめ、ご予約いただき、その許可を得てください。また、ご利用の際には所定の利用料金をお支払いください。
- (2) 露場は、他の通常利用者と一緒にご利用頂く場合には許可等の必要はありませんが、一部分であっても独占的にご利用頂く場合には、ご予約と許可を得て頂き、利用料金のお支払いが必要となります。
- (3) 利用の詳細は、飯田市教育委員会文化財保護活用課にお問い合わせください。

6 開閉館時刻等

- (1) 開閉館時刻
午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日
平日と年末年始です。臨時でこれ以外の日を定めることがあります。